

認証基準の改正について(厚生労働省告示第35号:令和2年2月6日)

制定/ 改正等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23 条の2の23 第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指 定する医療機器(平成17 年厚生労働省告示第112 号)の別表番号	医療機器の名称
削除	別表第3-84	1 コール形換気用気管チューブ
改正	別表第3-85	1 非コール形換気用気管チューブ 2 コール形換気用気管チューブ
改正	別表第3-310	1 歯科用精密磁性アタッチメント